

省エネ一斉行動「できることから ECO アクション！」表彰実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、省エネ一斉行動「できることから ECO アクション！」実施要領第5の規定に基づき、特に優れた取組を実施した事業所の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2 表彰部門及び表彰対象は、省エネ一斉行動「できることから ECO アクション！」に取り組んだ事業所のうち、次のとおりとする。

部 門	表 彰 対 象
脱炭素経営大賞	県内をリードする模範的な事業所や総合的に優れた取組を実施した事業所
会長特別賞	会長が特別に優れていると認めた事業所
ECO アクション賞 (部門賞)	特定の分野において特筆すべき取組を行った事業所

(受賞者の選考)

第3 脱炭素経営大賞受賞者の選考については、次のとおり実施するものとする。

選考	選考基準	選考実施者																				
第一次選考	取組報告書に記載の ECO アクション！STEP①の取組項目（15 項目）について、8 割（12 点項目）以上の取組があり、かつ、「事業所における地球温暖化対策への具体的取組」に記載がある者。ただし、以下の者を除く。 ・ 直近 2 年以内に同賞を受賞した者 ・ 直近 2 年以内に岩手県環境保全活動知事表彰（地球温暖化防止部門）を受賞した者	事務局																				
第二次選考	以下 1 及び 2 の点数を合計した数を総合点とし、最も総合点が高い一者を受賞候補者とし、幹事会に諮問し、受賞者案を決定。 1 報告書に記載の ECO アクション！STEP①の取組項目数に応じて採点。 （1 項目 1 点） 2 （1） ECO アクション！STEP②に記載の取組内容について、別に定める審査員において、以下の「評価基準」の観点ごとに、「評点の考え方」により採点。 （2） それぞれの採点結果から、観点ごとの平均点を算出し、観点ごとの平均点を合計。 （評価基準） <table><tr><td>①効果</td><td>・省エネ効果・二酸化炭素削減効果・効率性・費用対効果等が高い取組か</td></tr><tr><td>②独自性</td><td>・創意工夫・アイデアを加えているか ・ユニーク・斬新な取組か</td></tr><tr><td>③組織内での浸透</td><td>・従業員への周知・啓発や人材育成など事業所をあげての取組になっているか ・事業所が一体となった取組であるか</td></tr><tr><td>④継続性</td><td>・継続して取り組んでいるか、今後も継続して取り組めるものか</td></tr><tr><td>⑤発展性・波及可能性</td><td>・他の事業所でも取り組めるもの・普及が期待できるものか ・社外（地域等）へ影響を与えるものか</td></tr></table> （評点の考え方） <table><tr><td>特に優れている</td><td>優れている</td><td>取り組んでいる</td><td>取組が弱い</td><td>取り組んでいない</td></tr><tr><td>5 点</td><td>4 点</td><td>3 点</td><td>2 点</td><td>1 点</td></tr></table>	①効果	・省エネ効果・二酸化炭素削減効果・効率性・費用対効果等が高い取組か	②独自性	・創意工夫・アイデアを加えているか ・ユニーク・斬新な取組か	③組織内での浸透	・従業員への周知・啓発や人材育成など事業所をあげての取組になっているか ・事業所が一体となった取組であるか	④継続性	・継続して取り組んでいるか、今後も継続して取り組めるものか	⑤発展性・波及可能性	・他の事業所でも取り組めるもの・普及が期待できるものか ・社外（地域等）へ影響を与えるものか	特に優れている	優れている	取り組んでいる	取組が弱い	取り組んでいない	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	幹事会
①効果	・省エネ効果・二酸化炭素削減効果・効率性・費用対効果等が高い取組か																					
②独自性	・創意工夫・アイデアを加えているか ・ユニーク・斬新な取組か																					
③組織内での浸透	・従業員への周知・啓発や人材育成など事業所をあげての取組になっているか ・事業所が一体となった取組であるか																					
④継続性	・継続して取り組んでいるか、今後も継続して取り組めるものか																					
⑤発展性・波及可能性	・他の事業所でも取り組めるもの・普及が期待できるものか ・社外（地域等）へ影響を与えるものか																					
特に優れている	優れている	取り組んでいる	取組が弱い	取り組んでいない																		
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点																		
最終選考	受賞者案について会長に諮問し、受賞者を決定。	会長																				

2 会長特別賞受賞者の選考については、次のとおり実施するものとする。

選考	選考基準	選考実施者
最終選考	当該年度の「脱炭素経営大賞」及び「ECO アクション賞（部門賞）」に係る一次選考を通過した者のうち、会長が特別に優れていると認めた一者を、受賞者として決定。ただし、特別に優れていると認めた事業所がない場合は、選出しないこともできる。また、当該年度の「脱炭素経営大賞」及び「ECO アクション賞（部門賞）」受賞者は除くこととする。	会長

3 ECO アクション賞（部門賞）受賞者の選考については、次のとおり実施するものとする。

選考	選考基準	選考実施者
第一次選考	取組報告書において、ECO アクション！STEP②に記載がある者。ただし、以下の者を除く。 ・ 直近2年以内に脱炭素経営大賞を受賞した者 ・ 直近2年以内に岩手県環境保全活動知事表彰（地球温暖化防止部門）を受賞した者	事務局
第二次選考	第一次選考を通過した者のうち、以下の5部門で最も特筆すべき取組が認められる事業所を、幹事会において選考。ただし、特筆すべき取組が認められない部門からは、選出しないこともできる。 （表彰対象部門（5部門）） ① 人材育成・意識啓発 ② 自動車対策 ③ 省エネ・再エネ設備等導入 ④ 技術開発・製品化 ⑤ 吸収源対策	幹事会
最終選考	第二次選考を通過した者のうち、会長が被表彰者を決定。	会長

（表彰）

第4 表彰は、会長が行う。

2 県民会議は、前項により表彰された事業所の取組について広く周知し、その優良事例が展開されるよう努めるものとする。

（補則）

第5 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月22日から施行する。